

# 令和5年度実花小学校いじめ防止基本方針

習志野市立実花小学校  
令和5年度 4月 改訂

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜法第2条第1項＞

### 【基本理念】

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

## 2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ①生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開により、一人一人の自己有用感を高める。
- ②ふわふわ、わくわくことば運動  
いじめゼロを目指し、「言われていやだと感じることばは口にしない」という児童会活動を推進するとともに、教職員も不適切な発言をしない。
- ③ありがとうの合言葉  
かかわりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に伝えようとする心情を高めるために、合言葉として「ありがとう」をたくさん言うことと、いつもは言わないような場面でも言うことを推奨する。
- ④ともだち発見タイム  
帰りの会等で、友達のよいところを見つけ発表する。
- ⑤人権教室の毎年度開催
- ⑥過度の競争意識、勝利至上主義排除

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①一人一人が活躍できる学習活動  
「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。  
・なかよし活動での異学年交流の充実

- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学习プリントの工夫

#### ②学級いきいきタイム

学級活動の中で、自己肯感や学級の支持的風土を育てる時間として位置づけ、エンカウンターを中心に活動し、振り返りを大切にする。

#### ③安心して自分を表現できる授業の実施

見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫するとともに、間違いを大切にして授業を進める。

#### ④人とつながる喜びを味わう体験活動や授業

学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。また、授業では聞くこと・話すこと・話し合うことを重視する。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくこと。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には、学年会や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「なかよしアンケート(いじめアンケート)」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤実践的な態度を養う道徳教育の推進を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童達にも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭や必要に応じて中学校のスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑥いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。
- ⑦休み時間や給食時などの児童観察を丁寧に行う。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

#### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

- (1) 生徒指導委員会  
月1回、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
- (2) いじめ防止対策委員会  
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。
- (3) 緊急いじめ防止対策委員会  
緊急ないじめ問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、状況によっては家庭や地域、関係機関と連携した組織「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、敏速な対応を行う。支援体制を作り対処する。「緊急いじめ対策防止委員会」参加メンバーは以下の中からケースに応じて要請する。  
〔校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学年、教育相談員、スクールカウンセラー、PTA会長、習志野警察署担当者、主任児童委員〕

#### 5 重大事態への対処について

- (1) 重大事態を法第28条のとおり以下の事態とする。
  - ①いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ②いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (2) 重大事態の調査を行ったときは、いじめを受けた児童と保護者に対し、調査に係る事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- (3) 重大事態が発生した場合は、「緊急いじめ防止対策委員会」を招集する。
- (4) 重大事態が発生した場合、校長は速やかに習志野市教育委員会指導課（451-1132）に一報し、一報後に改めて文書により報告する。

#### 6 公表・点検・評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、ホームページで公表する。
- (2) いじめ問題への取組等について年度ごとに自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。
- (3) 学校いじめ防止基本方針は、年度ごとに見直しを行う。

#### 7 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- (1) 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。
- (2) 「ネット上のいじめ」の具体事例を挙げ共通認識をし、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速な対応を行うために、情報モラルの指導や、保護者への啓発活動を行い、「ネット上のいじめ」を許さない学校づくりを家庭や地域と共に行っていく。また、子どもの人権尊重という観点からも、子どもたちが安心して学べる環境作りを目指す。

## 8 いじめの未然防止, 早期発見, 早期対応等に関する取組一覧

### I 学校全体としての取組

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解（道徳・特活）</li> <li>○道徳教育の充実（人権教育, 情報モラル）</li> <li>○正しい判断力の育成（道徳・特活）</li> <li>○奉仕的体験活動への積極的取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自他の物を区別し, 大切に扱う心の育成</li> <li>○携帯電話, インターネット, ゲーム等の約束作り</li> <li>○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成</li> <li>○地域での様々な体験への参加</li> </ul>	
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人である児童への声かけ</li> <li>○個別面談や生活アンケートによる情報収集</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常的・積極的な子どもとの会話</li> <li>○服装の汚れや乱れ, ケガのチェック</li> <li>○子どもの持ち物の紛失や増加に注意</li> </ul>	
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる, 身体的・精神的な被害の的確な把握, 迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと, 子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し, 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（警察, 児童相談所等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる, 精神的な被害の的確な把握, 迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと, 子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し, 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（教育相談, カウンセラー等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）</li> </ul>
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦しい気持ちへの共感と, 「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる, つらさの的確な把握, 迅速な初期対応</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと, 子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し, 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（カウンセラー等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと</li> </ul>
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することがいじめに加担することと同じであること, いじめられた児童の苦しさの理解</li> <li>○言いなりにならず, 自分の意志で行動することの大切さの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気付いた場合, 傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導</li> <li>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</li> </ul>	

### II 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに関心を持ち, 寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等）</li> <li>○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること, いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙</li> </ul>
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども達への積極的なあいさつと声かけの依頼</li> <li>○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡</li> </ul>